平成２２年（フ）第８２９号
北九州市門司区東本町１丁目４番７号
債務者　大倉正夫こと　成　　泰鳳
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８３０号
北九州市門司区東本町１丁目４番７号
債務者　大倉和枝こと　金　　和代
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８７９号
北九州市小倉北区黒住町６番１号
債務者　下地　広一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２３０号
北九州市八幡西区塔野３丁目５番３号
債務者　大城戸　均
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２３１号
北九州市八幡西区塔野３丁目５番３号
債務者　大城戸三枝子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２６２号
北九州市門司区大久保２丁目４番21号
債務者　山中　隆広
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２９４号
北九州市戸畑区高峰１丁目１番７号
債務者　末兼るり子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３０８号
北九州市小倉南区若園４丁目12番21号
債務者　迫村　洋一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３１８号
北九州市八幡西区陣原３丁目９番19号
債務者　内田　繁樹
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４５２号
福岡県久留米市西町1329番地１　ステイツ久留米501号
債務者　齋藤扶美子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４６９号
福岡県久留米市国分町1437番地５　ホワイトコート102号
債務者　坂本　正明
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１２２５号
福岡県中間市長津１丁目14番15号
債務者　麻生　優子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２８４号
北九州市小倉北区下富野１丁目９番39号成田ＡＰ８号
債務者　田中　由美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２６１０号
名古屋市南区笠寺町字西之門64番地
債務者　稲熊　健二
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２０号
山口県下松市生野屋２丁目17番13号
債務者　髙橋　完次
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２２２号
山口県光市室積沖田５番20―33号
債務者　内布　亜弥
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２２３号
山口県周南市大字小松原2041番地の１
債務者　三輪　静代
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２２５号
山口県周南市大字徳山6779番地の34
債務者　佐々木智和
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所周南支部